

# がけ地近接等危険住宅移転等事業

**土砂災害の恐れがある区域等**にお住まいの方に対し、  
**住宅等の移転・改修に係る費用の一部を補助**します。

本事業は、住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)等の区域内にある住宅等や、区域が指定される以前から存在する住宅等の移転及び改修に係る費用の一部を補助するものです。

## 移転

相談期間

相談は**随時**受付けております。

次年度に事業活用を検討されている場合は **9月末まで**にご相談ください。

最大補助額 **518.5**万円 + 除却に要する費用

### ■対象となる区域及び住宅

- (1) ㊦から㊨までの区域の住宅のうち、既存不適格建築に該当するもの。
- (2) ㊦から㊨までの区域の住宅のうち、県又は市が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの。

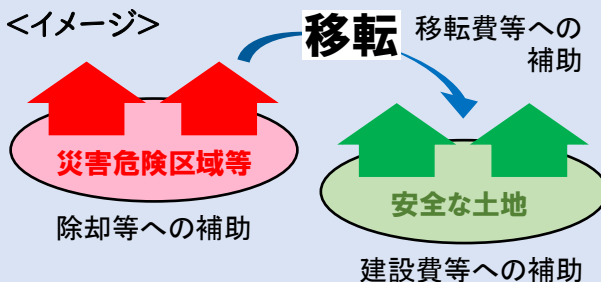
※ 避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6ヶ月を経過している住宅に限る。

- ㊦ 福島県建築基準法施行条例第5条第2項に規定された区域
- ㊧ 建築基準法第39条第1項に基づき指定された区域
- ㊨ 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
- ㊩ 土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域
- ㊪ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

### ■補助の内容

種別	内容	上限額
移転費用(A)	(1) 除却費	(1) 除却に要する費用 木造:31,000円、 非木造 44,000円 ×延べ面積(上限 130㎡)
	(2) (1)以外の経費(動産移転費等)	(2) 97.5万円
利子補給(B) (代替住宅の建築等)	建設又は購入(土地含む)費用に係る借入金利子	建物:325万円 土地: 96万円

<イメージ>



注) 移転事業を利用する場合、既存住宅の跡地については、住宅の再建築等、住居の用に供する建築物は建てられません。また、利子補給(B)は、既存住宅の除却等を行い、移転費用(A)の補助を受けた方が対象となります。(移転促進区域を除く)

## 改修

最大補助額

**77.2**万円

募集期間

令和6年4月15日(月)から  
令和6年5月31日(金)まで

募集件数

**1**件(先着順)

※ 相談は随時受付。次年度に事業活用を検討されている場合は9月末までにご相談ください。

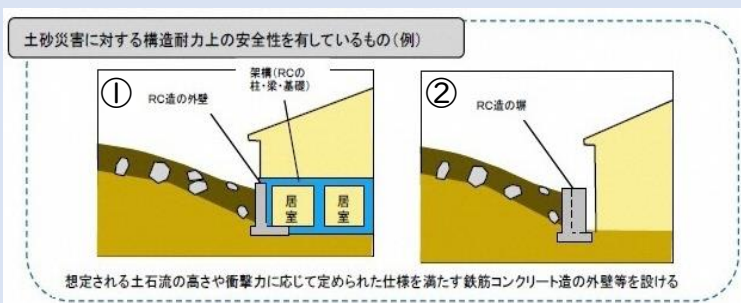
### ■対象となる区域及び建築物

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の居室を有する建築物であって、建築基準法施行令第80条の3の規定について、既存不適格建築物に該当するもの。

### ■補助の内容

種別	内容	上限額
土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅及び建築物に対する改修に必要な費用	想定される土石流の高さや衝撃に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける。	工事費の23% 又は77.2万円の少ない方

<イメージ>



【改修の例】

- ① 土砂災害が予想される面の外壁等を、鉄筋コンクリート等の構造耐力上安全なものに改修する。
- ② 土砂災害が予想される面の建物外側に、鉄筋コンクリート等の構造耐力上安全な擁壁等を築造する。

## 1 補助要件

補助要件は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) **移転事業**は対象となる区域で対象となる住宅に現在居住する方、**改修事業**は対象となる区域で対象となる建築物の**建物所有者**
  - (2) **市税を滞納していない方**
  - (3) 国、地方公共団体その他公的な機関から**当該事業と同様の補助金を受けていないこと**。
  - (4) 市暴力団排除条例第2条第2号に規定する**暴力団員**又は同条7号に規定する**社会的非難関係者でない方**
- 重要** 補助を受ける住宅は建築基準法に適合していることが必要です。

## 2 申請に必要な書類

- (1) 補助金等交付申請書(第1号様式)及び事業計画書(指定様式)
- (2) 申請者が本人であるか確認できる書類の写し(運転免許証等)  
※代理人が申請する場合は代理人であることが確認できる書類
- (3) 対象となる住宅及び建築物に居住していることが確認できる書類の写し(住民票等) ※世帯全員分
- (4) 対象となる住宅及び建築物の確認済証の写し及び建築年月日が確認できる書類の写し
- (5) 対象となる住宅及び建築物の所有者が確認できる書類の写し(登記事項証明書等)
- (6) 市税等納税証明書(指定様式) ※発行日が本事業への申請日から30日以内のもの
- (7) 暴力団員又は社会的非難関係者に該当しない者であることに対する同意書(指定様式)

### 移転事業の場合の追加資料

- ① 対象住宅の案内図、配置図、敷地断面図、現況外観写真等
- ② 移転先の案内図、配置図、各階平面図、立面図
- ③ 移転に要する費用を記載した見積書
- ④ 借入金支払利息見積書
- ⑤ 対象住宅の所有者が居住者と異なる場合は、所有者の対象住宅を除却等する旨の同意書
- ⑥ 建築物省エネ法に基づく消費性能基準に適合することを証する書類の写し(新築に限る)

### 改修事業の場合の追加資料

- ① 対象建築物の案内図、配置図、敷地断面図、各階平面図、立面図、現況外観写真等
- ② 対象建築物が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していないことが確認できる資料及び改修内容が同規定に適合するものであることが確認できる図面等
- ③ 改修に要する費用を記載した見積書

## 3 手続きの流れ

